



発行人
小川 泰二
奈良市PTA連合会
奈良市三条本町1-80
TEL 35-6388
編集
市P連広報委員会
印刷所
エムエーグラフィック

『親と一緒に暮らせせない子どもたち』

1月23日(木) 奈良県文化会館にて令和元年度校種別人権教育研修会が開催されました。奈良県立精華学院 院長 廣岡幸夫氏の講演のあと、校種別に6つの部屋に分かれて分散会を行いました。



講演される廣岡幸夫先生

『社会的養護とは』

『親と暮らせない子どもたち』の事を国では社会的養護の子どもたちと言います。昨年度に児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数は全国で16万件弱、奈良県でも1800件に上り全国的に年々増加傾向にあります。児童自立支援施設は「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」「家庭環境等の理由により生活指導等を要する児童」を対象とします。入所児童の中には発達障害や知的障害など何らかの障害をもつ子どもが

『精華学院では』

児童自立支援施設敷地内に学校があり、学校活動以外は小舎夫婦制(8人までの児童を夫婦職員が寮にて昼夜問わずケアを行う)で現在18名が入所しています。29年から学校教育がスタートし、専門の教員7名が教科指導をしています。漢字検定、習熟度別授業、などを通し認知的スキル(学力)が向上し、非認知的スキル(自尊心

『親と暮らせない子どもたち』の事を国では社会的養護の子どもたちと言います。昨年度に児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数は全国で16万件弱、奈良県でも1800件に上り全国的に年々増加傾向にあります。児童自立支援施設は「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」「家庭環境等の理由により生活指導等を要する児童」を対象とします。入所児童の中には発達障害や知的障害など何らかの障害をもつ子どもが

児童自立支援施設敷地内に学校があり、学校活動以外は小舎夫婦制(8人までの児童を夫婦職員が寮にて昼夜問わずケアを行う)で現在18名が入所しています。29年から学校教育がスタートし、専門の教員7名が教科指導をしています。漢字検定、習熟度別授業、などを通し認知的スキル(学力)が向上し、非認知的スキル(自尊心

第4回幼・小合同部会(11月27日) 発達障害への理解を深めよう Vol.2

前回は、発達障害の定義と小中学校における障害理解の取組についてお伝えしました。

今回は、発達障害の特徴と対応策について紹介します。ADHD(注意欠如・多動症)と、ASD(自閉症スペクトラム)について、学校での困りごとと対応の一例として、下記の表にまとめました。また、LD(学習障害)の中の発達性ディスレクシア(読み書き障害)の特徴としては、文字の間隔、漢字が覚えられない、文字を書くことに大変時間がかかってしまふなどといった様子が見られます。視覚認知が弱い場合には、UD(ユニバーサルデザイン)フォントも効果的です。

前回は、発達障害の定義と小中学校における障害理解の取組についてお伝えしました。

前回は、発達障害の定義と小中学校における障害理解の取組についてお伝えしました。

前回は、発達障害の定義と小中学校における障害理解の取組についてお伝えしました。

じっとしていることが苦手	忘れ物が多い	集中の持続が難しい
長時間じっとしていることに、他の人よりも神経を使う ▶休憩時間に思いきり体を動かす ▶場所を変えて気持ちを落ち着ける	不注意の特性から忘れ物が多い ▶メモりの習慣づけや、リマインダーアプリを活用する ▶他のクラスに借りに行くなどの対応法を覚える	受動的な活動中、気がそれやすい ▶周囲が声をかけ、注意を引き出す ▶情報を伝える時には、集中しやすいように視覚化する

目先の利益に目が行きやすい	整理整頓が苦手	ADHDとひとくちに言っても、多動・衝動性が目立つ子と、不注意でぼんやりしているように見える子とで、真逆の様相を示します。我慢が足りず怠けているように見られがちですが、日々、集中したり活動するためにたくさんのエネルギーを使っているということをご理解ください。
衝動性があり、中長期的な損益を考えて行動することが難しい ▶因果関係を整理して伝える ▶褒めるなど、活動の成果を感じてもらうための働きかけはできるだけ即時的に行う	整理整頓したり片づけることが苦手 ▶プリントがしわくちゃにならないようファイルを使用するなど、便利ツールの活用方法を教えてあげられるとよいでしょう。	

騒がしい場所が苦手	情報受信が特異的	感想を表現することが苦手
聴覚の過敏さから、騒がしい環境が苦手 ▶静かな場所へ移動 ▶耳栓・イヤーマフなどをつける	曖昧な情報を理解することが苦手 ▶文字やイラストを使う ▶×抽象的 ○具体的 ▶「走らない→歩く」など肯定的に ▶端的で段階的に	感想を表現することが苦手 ▶焦らず問いかけながら言葉を引き出すなど、本人の思いや考えを言葉にするためのサポートができるとういでしょう。

※TEENSの資料を参考にこの表を作成しました

先の見通しが立たないことが不安
▶急な変更は避け、事前に情報を伝える
▶変更が必要な場合は意図や理由を伝える

失敗への恐怖心が強い
失敗することへの恐怖心が強い
段階的に耐性がつけられるよう「惜しかったね」と婉曲的に伝えるなどの工夫が必要です。

ここでは、ASDのお子さんが学校で躓きやすいポイントとその対処方法を書きましたが、これらと真逆の様相を見せるタイプの子もいます。ASDが示す特性は多様であり、「絶対に〇〇の症状がある!」というものがないのだということをご理解ください。

〇体罰の具体例
言うこと聞かないので、頬を叩く。
いたずらしたので、長時間正座させる。
友達を殴りケガさせたので、同じように殴る。
他人の物を盗んだので、お尻を叩く。
宿題をしなかったので、夕飯を与えない。



「悩んでるの私だけじゃなかった。」セッションを重ねるごとに声も大きくなり笑い声もあがるように

情、規範意識、やりぬく力など)の向上に繋がっています。

《入所児童の権利》
施設でも職員による虐待を受けることがあります。身体的、心理的、性的虐待、ネグレクトなどが実際に報告されています。

《改正された児童虐待防止法》
平成30年の東京都目黒区5歳女児、平成31年の千葉県野田市小4女児の虐待死を受けて、児童虐待防止法・児童福祉法が改正されました。体罰の法定化、体罰によらない子育ての推進を掲げ、昨年の12月には左記のような体罰の具体的な指針が出され、体罰としつけの違いが明確になりました。

今後は一人でも親と暮らせない子どもが減るように家庭のサポートや里親制度の充実が望まれます。

分散会のテーマは『家庭のしつけ』

分散会は校種別に、幼稚園2クラス、小学校3クラス、中学校1クラスの模擬学級PTA形式で行いました。当連合会理事の教頭先生・園長先生に担任役をお願いし、助言役には役員・相談役に加え、研修会講師の廣岡幸夫先生にもご参加いただき、家庭でのしつけについて話し合いました。

会場では、4、5人のグループに分かれてバスセッション(6・6式討議)で話し合いを進めました。参加者からは、「最初は緊張したが子育てについて色々話せてよかった。」「自分の子育てについて再認識できた。」「その声がかかれました。」

この奈良の地に引越して、はや20年。当時は3人の子どもたちも小さかったもので、庭遊びができるようになってきただけ庭の広い家を選びました。お友達と駆け回り、雑草の生える暇もなかった庭は子ども成長と共に、雑草の蔓延る面積が増えていき、近年は草刈りに悩まされています。子どもたちも成人し、一人、二人と家を出て、とうとうこの4月に三男も就職し新生活を始めました。夫は長く単身赴任で、私は人生初の一人暮らしを体験中です。男の子3人に囲まれて賑やかな(騒がしい?)日々を過ごしてきた私にとって、この静寂は寂しくないと言えど嘘になります。子どもが家を出たり結婚したりしたときに、多くの女性が感じる憂鬱で不安になる苦しみ。この状態を『空の巣症候群』というのだそうです。PTAは子どもが学校にいる間だけしかできないよ。期間限定だよ。とよく言われます。今、思い返してみれば、その限定の期間は毎日が戦争のようでした。3人の子どもは入れ替わり立ち替わり大変な時期を迎え、仕事を抱え、PTA役員を務めながらその子その子に向き合うことに必死でした。けれど、その忙しい日々は驚くほど速く過ぎ行きます。私は見ず知らずのこの土地でPTA活動を通して信頼できる友に出会い、子育ての悩みを共有し、親として、ひとり人間として多くの事を学びました。もちろん楽しい事ばかりではありません。もちろん楽しい事ばかりではありません。もちろん楽しい事ばかりではありません。

奈良市PTA連合会『園児・児童・生徒24時間総合保障制度』

子ども総合保険

団体割引
+
優良割引
で
約24%割安

24時間、お子さまの『万が一』に安心でお答えします!

申込締切 5/22 (金)

2020年度補償タイプ (料率の改定等で保険料が変更になっています!)

奈良県自転車条例

(奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例)

自転車保険への加入が義務となりました。
2020年4月1日からは自転車保険に加入しなければなりません!

示談交渉
サービス
付き



自転車で歩行者にケガを負わせた(賠償責任)
Sプランは賠償責任補償が**無制限**(国内)

ここがポイント!

- ★賠償責任は同居家族全員対象
(生計を共にする未婚のお子さまは別居でも可)
- ★賠償責任は国内外OK!『示談交渉サービス』も付帯されて安心!
- ★Sプランでは高額賠償に備えて賠償責任が**無制限**に
- ★通院補償を手厚く充実!
- ★事故手続きは電話1本でOK!
(10万円以下の補償には診断書が不要)
- ★天災危険補償特約付帯で安心

■2019年度 補償タイプ

加入プラン		Sプラン	Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン
保険料(1年間分)		13,000円	11,000円	9,000円	7,000円	5,000円
賠償	個人賠償責任補償 (1事故あたり支払限度額)	国内:無制限 国外:1億円	国内:1億円 国外:1億円	国内:1億円 国外:1億円	国内:1億円 国外:1億円	国内:1億円 国外:1億円
費用	育児費用 (一時金)	100万円	60万円	60万円	60万円	40万円
傷害(ケガ)の補償	死亡保険金(★)	90万円	73万円	67万円	55万円	33万円
	後遺障害保険金(★)(■) (障害の程度による)	約3.6~90万円	約2.92~73万円	約2.68~67万円	約2.2~55万円	約1.3~33万円
	入院保険金(★)(■) 日額(180日限度)	3,600円	3,500円	2,700円	2,000円	1,400円
	手術保険金(■入院)(★)(■) (所定の手術の種類によって)(1事故につき1回)	入院中10倍 入院中以外5倍	入院中10倍 入院中以外5倍	入院中10倍 入院中以外5倍	入院中10倍 入院中以外5倍	入院中10倍 入院中以外5倍
	通院保険金(★)(■) 日額(90日限度)	2,600円	2,300円	1,800円	1,300円	1,000円
特定感染症	(★)の項目が補償対象となります	(★)の項目が補償対象となります	(★)の項目が補償対象となります	(★)の項目が補償対象となります	(★)の項目が補償対象となります	
熱中症	(■)の項目が補償対象となります	(■)の項目が補償対象となります	(■)の項目が補償対象となります	(■)の項目が補償対象となります	(■)の項目が補償対象となります	
財産	携行品(免責5,000円)	10万円				

■2020年度 補償タイプ

天災危険特約がついて地震・台風・水害等のケガにも対応!

加入プラン		Sプラン	Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン
保険料(1年間分)		14,000円	12,000円	10,000円	8,000円	6,000円
賠償	個人賠償責任補償 (1事故あたり支払限度額)	国内:無制限 国外:1億円	国内:1億円 国外:1億円	国内:1億円 国外:1億円	国内:1億円 国外:1億円	国内:1億円 国外:1億円
費用	育児費用(A) (一時金)	100万円	60万円	60万円	60万円	40万円
傷害(ケガ)の補償	死亡保険金(★)(▲)	90万円	77万円	66万円	52万円	34万円
	後遺障害保険金(★)(■)(▲) (障害の程度による)	約3.6~90万円	約3.08~77万円	約2.64~66万円	約2.08~52万円	約1.36~34万円
	入院保険金(★)(■)(▲) 日額(180日限度)	3,200円	3,400円	2,700円	2,400円	1,400円
	手術保険金(■入院)(★)(■)(▲) (所定の手術の種類によって)(1事故につき1回)	入院中10倍 入院中以外5倍	入院中10倍 入院中以外5倍	入院中10倍 入院中以外5倍	入院中10倍 入院中以外5倍	入院中10倍 入院中以外5倍
	通院保険金(★)(■)(▲) 日額(90日限度)	2,300円	2,000円	1,600円	1,100円	1,000円
特定感染症	(★)の項目が補償対象となります	(★)の項目が補償対象となります	(★)の項目が補償対象となります	(★)の項目が補償対象となります	(★)の項目が補償対象となります	
熱中症	(■)の項目が補償対象となります	(■)の項目が補償対象となります	(■)の項目が補償対象となります	(■)の項目が補償対象となります	(■)の項目が補償対象となります	
天災危険補償	(▲)の項目が補償対象となります	(▲)の項目が補償対象となります	(▲)の項目が補償対象となります	(▲)の項目が補償対象となります	(▲)の項目が補償対象となります	
財産	携行品(免責5,000円)	10万円				

天災危険補償特約を新たに付帯!

部活動でケガをした(傷害補償)

熱中症にかかった(熱中症の補償)

地震でケガをした(傷害補償)

職場体験で商品を壊した(賠償責任)

0-157に感染した(特定感染症の補償)

詳しくはPTAから配布された緑の封筒のパンフレットをご確認ください。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、PTAも年度末の活動停止を余儀なくされた。今後の見通しも立たない中でのこの状況は70年のPTAの歴史の中でも、おそらく初めての出来事でしょう。長年続けてきた活動も、今年はやむを得ず中止という事態になるかもしれません。

しかし、この状況は、今まで前年踏襲をなかなか変えることができなかったPTAにとって活動を見直す機会になるのではないのでしょうか。これを機にPTAについて会員一人ひとりが考えてみてはいかがでしょうか。今回、学校園がいかがでしょう。今回、学校園がいきなり休業となり、子どもの預け先探しや仕事の調整、毎日の食の用意等で疲弊していた会員の現状を見れば、無理をしてやらなければならない活動や、平等という名のもとに強制的に同じ負担を背負わせること、ましてや意味のない踏襲は必要ないでしょう。PTA本来の意義『保護者と先生が子どもたちの事を考え、話し合い学ぶ場』を再確認し、その中で今の子どもたちにとって必要な活動を精査していけばいいのです。

市P連もこのような混乱した状況の中、単位PTAの連合体として、共に悩みや不安や問題を解決していくよう努めたいと考えます。

『PTA運営の手引き』を作成しました



現在、PTAで問題になっていることと、その対応策をまとめました。学校、園と共通理解をし、会員全員で今後のPTAを考えるきっかけにいただければと思います。市P連ホームページからダウンロードできます。

編集後記